

(請求人様)

名古屋市監査委員	伊 神 邦 彦
同	服 部 将 也
同	鈴 木 邦 尚
同	久 野 峯 一

名古屋市職員措置請求について（通知）

平成 25 年 2 月 21 日に提出された名古屋市職員措置請求（以下「住民監査請求」という。）について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 結 論

本件住民監査請求は、地方自治法第 242 条第 1 項の請求要件を欠いており、これを却下する。

2 理 由

本件住民監査請求は、職員甲が、市会議員 A の要求を受け、本来の成績では採用候補者になり得ない B を不正に嘱託員として採用し、嘱託員 B に法令・規定に違反して給与等を支払い続けたとして、その雇用期間中に嘱託員 B に支払った給与等に相当する損害賠償金を、職員甲らに市に連帯して直ちに支払うことを求めるものである。

ところで、住民監査請求は、地方公共団体の執行機関又は職員による違法若しくは不当な財務会計上の行為によって、地方公共団体に損害が発生した場合、あるいは発生するおそれがある場合などに、住民が地方公共団体の損害を補填するための措置又は当該行為を防止するための措置を請求することができる制度である。この場合、住民監査請求の対象となる「職員」には地方公共団体の議会の議員は含まれないとされている。

また、住民監査請求が適法なものとして受理されるためには、財務会計上の行為が法令に違反している等の違法性又は不当性について具体的に摘示していなければならないとされている。

本件住民監査請求において請求人は、職員甲による嘱託員Bに係る不正採用のみをもって嘱託員Bへの給与等の支出が違法・不当であると主張しているが、一般的に給与等は労務の提供に対する対価という性質を有し、その支給にあたっては勤務の実態などの要素が含まれることから、仮に採用時に不正行為があったとしても、そのことが給与等の支出自体の違法性又は不当性に直接結びつくとは考えられない。

したがって、職員甲による嘱託員Bに係る不正採用が行われたという請求人の主張は、嘱託員Bへの給与等の支出についての違法性又は不当性を具体的に摘示しているとはいえない。

よって、本件は住民監査請求の対象とはならない。

(監査事務局特別監査室)